

★下の表に該当する方に限り、当選率を優遇します（優遇倍率の分だけ抽選番号を差し上げます）。
 ★申込書の優遇扱い欄の該当する項目すべてに○印をつけてください。○印のついていない方は一般の扱いとなります。

優遇制度の説明

優遇項目の複数に該当する世帯は

該当する中で1番高い優遇倍率を基本として、他の優遇が1つあるごとに、基本とした優遇倍率に1倍加算します。ただし、7倍を上限とします（自分の優遇倍率が何倍になるかは、下の計算例を参考に計算してください）。

注意してください

- 優遇扱いに該当しないのに優遇扱い欄に○印をつけたり、1つしか該当しないのに2つ、3つに○印をつけると、当選しても失格となります。
- 該当する方は、該当する項目すべてに○印をつけてください。○印のついていない方は優遇扱いは受けられません。

①母子・父子優遇	戸籍上配偶者がなく、20歳未満(昭和63年6月2日以後の出生者) ※母、又は父(主たる生計者)。20歳未満の子以外に同居される ※離婚調停中・協議中の場合も母子・父子優遇扱いになります あります。条件に満たない時は当選しても失格となります。	の子を扶養している母子、又は父子世帯。主たる生計者は母、又は父であること。 家族がいても該当します。 が、当選後の資格審査時まで離婚が成立し、かつ、子の親権者となっている必要が	3倍優遇
②高齢者優遇	申込本人、又は入居しようとする家族のうちに60歳以上(昭和23	年6月1日以前の出生者)の方がいること。	
③多子優遇	18歳未満(平成2年6月2日以後の出生者)の子が3人以上いる	世帯。	
④心身障害者優遇	申込本人、又は入居しようとする家族のうちに、次のいずれかに ア、身体障害者手帳の交付を受けている、1～4級の障害者の方。 イ、戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表の3の第1 ウ、A1・A2・B1の判定を受けた知的障害の方。 エ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、1～2級の精 精神に障害のある方で、1～2級の国民年金か厚生年金の障 厚生労働大臣、都道府県知事から、1～2級と同程度の障害	該当する方がいる世帯。 放症以上の障害をもつ方。 神障害者の方。 害年金証書を交付されている方。 にある旨を証する書類の交付を受けている方。	
⑤原爆被爆者優遇	申込本人、又は入居しようとする家族のうちに、原子爆弾被爆者	に対する援護に関する法律による、被爆者健康手帳の交付を受けている方がいる世帯。	
⑥海外引揚者優遇	申込本人が海外からの引揚者であって、本邦に引き揚げた日から 明書をお持ちの方。	起算して5年を経過していない方で厚生労働省社会援護局長の発行する永住帰国者証	
⑦ハンセン病療養所入所者等優遇	申込本人、又は入居しようとする親族のうちに、ハンセン病療養 所入所者等がいること。	所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する、ハンセン病療養	
⑧3年連続落選優遇	本市市営住宅に、平成17年度から平成19年度まで連続して申し込	み、かつ連続して落選した方(毎年1回以上引き続き申し込んでいる方を指します)。	
⑨5年連続落選優遇	本市市営住宅に、平成15年度から平成19年度まで連続して申し込	み、かつ連続して落選した方(毎年1回以上引き続き申し込んでいる方を指します)。	
⑩7年連続落選優遇	本市市営住宅に、平成13年度から平成19年度まで連続して申し込	み、かつ連続して落選した方(毎年1回以上引き続き申し込んでいる方を指します)。	
⑪	①～⑩に該当する世帯で、心身障害者・原爆被爆者・海外引揚者・ハンセン病療養 家族全員の年齢が60歳以上か20歳未満の世帯。 ※単身で申し込む方が、60歳以上の場合も該当します。	所入所者を除く(①の世帯の場合は、母子・父子世帯の母、又は父を除く)	5倍優遇

家族構成	優遇が該当する項目
申込本人(37歳)	
妻(35歳)	
子(11歳)	
母(65歳)	60歳以上→②

この世帯では、65歳の母が同居しているため、
 ②に該当するので優遇倍率は3倍となります。

家族構成	優遇が該当する項目
申込本人(70歳)	
妻(67歳)	60歳以上→②

この世帯では、②に該当するが、家族全員が60歳以上なの
 で②を適用し優遇倍率は5倍となります。

家族構成	優遇が該当する項目
申込本人(30歳)	5年連続落選→⑨
妻(27歳)	
子(3歳)	1級の身体障害者手帳を もっている→④

この世帯では、⑨(5倍優遇)と④(3倍優遇)が該当する
 ので、優遇倍率の高い5倍優遇を基本に、④の重複分を加算
 し5倍+1倍で6倍となります。

家族構成	優遇が該当する項目
申込本人(45歳)	母子世帯→① 3年連続落選→⑧
妻(35歳)	
子(17歳)	3級の身体障害者手帳をもっている→④
父(69歳)	60歳以上→②

この世帯では①、④、②(すべて3倍優遇)が該当する。倍率の計
 算は、母子世帯①で、母子世帯の母を除く家族全員が60歳以上か20歳未
 満のため5倍優遇を基本に、④、②の重複分を加算し5倍+1倍+
 1倍+1倍で8倍となるが、7倍を上限としているので7倍となります。